

令和8年坂祝町議会
第1回定例会 議案

令和8年3月2日提出
加茂郡坂祝町

付議事件

- 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(令和7年度坂祝町一般会計補正予算(第5号))
- 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(令和7年度坂祝町介護保険特別会計補正予算(第4号))
- 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
(令和7年度坂祝町水道事業会計補正予算(第3号))
- 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
(令和7年度坂祝町一般会計補正予算(第6号))
- 議案第 1号 坂祝町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 3号 坂祝町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4号 坂祝町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5号 坂祝町農業集落排水処理区域流入分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6号 令和7年度坂祝町一般会計補正予算(第7号)について
- 議案第 7号 令和7年度坂祝町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第 8号 令和7年度坂祝町介護保険特別会計補正予算(第5号)について
- 議案第 9号 令和7年度坂祝町水道事業会計補正予算(第4号)について
- 議案第10号 令和8年度坂祝町一般会計予算について
- 議案第11号 令和8年度坂祝町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第12号 令和8年度坂祝町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第13号 令和8年度坂祝町介護保険特別会計予算について
- 議案第14号 令和8年度坂祝町水道事業会計予算について
- 議案第15号 令和8年度坂祝町下水道事業会計予算について
- 議案第16号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第17号 坂祝町と美濃加茂市との間の学校腎臓検診事務の委託について
- 同意第 1号 坂祝町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 同意第 2号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて
(令和7年度坂祝町一般会計補正予算(第5号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和8年3月2日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

専決処分事項
(専決第1号)

令和7年度坂祝町一般会計補正予算(第5号)

専決処分日

令和8年1月19日

処分理由

令和7年12月に成立した国の令和7年度補正予算において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の配分が決定され、推奨事業メニューの活用と令和7年度物価高対応子育て応援手当について、国から可能な限り早い実施を求められております。

駅前整備事業において、当初の計画から約6ヶ月の完成遅延が見込まれており、地元住民や議会から駅前にトイレを設置してほしいとの強い要望があり、現状の課題解決のためには仮設トイレの整備を行う必要があります。

ふるさと納税推進事業において、12月に想定を超える大幅な寄附を得ることができ、寄附の割合に応じて返礼や事務にかかる経費も1月以降に順次追加支払いが必要となります。

重層的支援体制整備事業として実施することとなる包括支援センター運営事業、地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター事業)に係る事業費等について、これまで介護保険特別会計で予算執行を行ってきましたが、社会福祉法に基づき予算執行をすることから、一般会計において、予算計上の必要があります。

上記の理由により、各事業を執行するための経費等の予算計上にあたり、議会を招集する時間的な余裕がないことが明らかであると判断し、専決処分するものです。

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

(令和7年度坂祝町介護保険特別会計補正予算(第4号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和8年3月2日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

専決処分事項
(専決第2号)

令和7年度坂祝町介護保険特別会計補正予算(第4号)

専決処分日

令和8年1月19日

処分理由

社会福祉法第106条の10により、重層的支援体制整備事業として実施することとなる包括支援センター運営事業、地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター事業)に係る事業費のうち、保険料負担相当分について介護保険事業特別会計から、一般会計に繰り入れが必要であり、可能な限り早い実施を求められており、各事業を執行するための経費等の予算計上にあたり、議会を招集する時間的な余裕がないことが明らかであると判断し、専決処分するものです。

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

(令和7年度坂祝町水道事業会計補正予算(第3号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和8年3月2日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

専決処分事項
(専決第3号)

令和7年度坂祝町水道事業会計補正予算(第3号)について

専決処分日

令和8年1月19日

処分理由

令和7年12月に成立した国の令和7年度補正予算において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の配分が決定され、推奨事業メニューの活用について、国から可能な限り早い実施を求められており、事業を執行するための経費等の予算計上にあたり、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると判断し、専決処分するものです。

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて
(令和7年度坂祝町一般会計補正予算(第6号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和8年3月2日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

専決処分事項
(専決第4号)

令和7年度坂祝町一般会計補正予算(第6号)

専決処分日

令和8年1月26日

処分理由

令和8年2月8日執行第51回衆議院議員総選挙、第27回最高裁判所裁判官国民審査、及び令和8年3月に執行予定の岐阜県議会議員補欠選挙を執行するための経費の予算計上にあたり、議会を招集する時間的な余裕がないことが明らかであると判断し、専決処分するものです。

議案第 1 号

坂祝町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項の規定により、坂祝町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正するものとする。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

提 案 理 由

坂祝町特別職報酬等審議会条例により諮問された、坂祝町議会議員議会運営委長の議員報酬について答申が出されたことに伴って、議員報酬月額を改定するものです。

坂祝町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和38年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表(第2条、第4条関係) 【別記1 参照】	別表(第2条、第4条関係) 【別記1 参照】

【別記1】

改正後

区分	議員報酬	費用弁償
		町外
議長	280,000円	町長等に支給する旅費の例による。
副議長	210,000円	
常任委員長	200,000円	
議会運営委員長	200,000円	
議員	190,000円	

改正前

区分	議員報酬	費用弁償
		町外
議長	280,000円	町長等に支給する旅費の例による。
副議長	210,000円	
常任委員長	200,000円	
議員	190,000円	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第2号

機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するものとする。

令和8年3月2日 提出

坂祝町長 伊藤 敬 宏

提 案 理 由

組織の機構改革に伴い、各条例に規定されている課名を変更するものです。

機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例（案）

（坂祝町特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する条例の一部改正）

第1条 坂祝町特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する条例(平成20年条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（建築審議会）</p> <p>第10条 （略）</p> <p>2～12 （略）</p> <p>13 建築審議会の庶務は、<u>水道建設課</u>において行う。</p>	<p>（建築審議会）</p> <p>第10条 （略）</p> <p>2～12 （略）</p> <p>13 建築審議会の庶務は、<u>産業建設課</u>において行う。</p>

（坂祝町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第2条 坂祝町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和50年条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（組織）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 法第14条の規定に基づき、水道事業の事務を処理させるため、<u>水道建設課</u>を置く。</p>	<p>（組織）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 法第14条の規定に基づき、水道事業の事務を処理させるため、<u>水道環境課</u>を置く。</p>

（坂祝町上下水道事業経営審議会設置条例の一部改正）

第3条 坂祝町上下水道事業経営審議会設置条例(令和5年条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（庶務）</p> <p>第10条 審議会の庶務は、<u>水道建設課</u>において処理する。</p>	<p>（庶務）</p> <p>第10条 審議会の庶務は、<u>水道環境課</u>において処理する。</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 3 号

坂祝町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項の規定により、坂祝町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものとする。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

提 案 理 由

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 72 号）により、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）別表第 4 イ公安職俸給表（一）及び第 11 条第 3 項の扶養手当支給額の改定に伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号）で定める非常勤消防団員等及び扶養に係る補償基礎額の加算額に係る補償基礎額について、所要の改正を行うものです。

坂祝町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町消防団員等公務災害補償条例（昭和45年条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>10,000円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人</p>

につき433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)

4 (略)

別表(第5条関係)

補償基礎額表

【別記1 参照】

備考

- 1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。
- 2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算するものとする。

につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)

4 (略)

別表(第5条関係)

補償基礎額表

【別記1 参照】

備考

- 1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。
- 2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算するものとする。

【別記1】

改正後

階級	勤務年数
----	------

	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>13,340円</u>	<u>14,170円</u>	<u>15,000円</u>
分団長及び副分団長	<u>11,670円</u>	<u>12,500円</u>	<u>13,340円</u>
班長及び団員	<u>10,000円</u>	<u>10,840円</u>	<u>11,670円</u>

改正前

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>
分団長及び副分団長	<u>11,300円</u>	<u>12,100円</u>	<u>12,900円</u>
班長及び団員	<u>9,700円</u>	<u>10,500円</u>	<u>11,300円</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の坂祝町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた坂祝町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第4号

坂祝町印鑑条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、坂祝町印鑑条例の一部を改正するものとする。

令和8年3月2日 提出

坂祝町長 伊藤 敬 宏

提 案 理 由

住民基本台帳法に基づき発行された住民基本台帳カードのすべての有効期限が令和7年12月31日をもって満了したため、当該カードに関する規定を削るため改正するものです。

坂祝町印鑑条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町印鑑条例(昭和50年条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 町長は、登録申請者が自ら申請した場合において、次に掲げる方法のうちいずれかの方法によって、第1項の規定による確認をすることができるものと認めるときは、前項の規定による確認の方法を省略することができる。</p> <p>(1) 個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書(本人の顔写真が表示されたものに限る。)の提示</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(登録)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 町長は、登録申請者が自ら申請した場合において、次に掲げる方法のうちいずれかの方法によって、第1項の規定による確認をすることができるものと認めるときは、前項の規定による確認の方法を省略することができる。</p> <p>(1) <u>住民基本台帳カード</u>又は個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書(本人の顔写真が表示されたものに限る。)の提示</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第5号

坂祝町農業集落排水処理区域流入分担金徴収条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、坂祝町農業集落排水処理区域流入分担金徴収条例の一部を改正するものとする。

令和8年3月2日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

提 案 理 由

下水道事業の経営改善を目的として深萱地区及び西部地区の農業集落排水事業を下水道の排水地区として位置付ける美濃加茂都市計画下水道の変更をしたことにより、本条例を改正するものです。

坂祝町農業集落排水処理区域流入分担金徴収条例の一部を改正する条例
(案)

坂祝町農業集落排水処理区域流入分担金徴収条例の一部を改正する条例(平成5年条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(分担金の種類及び額) 第4条 分担金の種類及び額は、次の表に掲げるとおりとする。 【別記1 参照】	(分担金の種類及び額) 第4条 分担金の種類及び額は、次の表に掲げるとおりとする。 【別記1 参照】

【別記1】

改正後

農業集落排水処理区域	分担金の種類	分担金の額
黒岩／一色	加入分担金	1世帯又は1単位当たり 430,000円 (単位については、日本産業規格「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JISA3302)」に上下水道事業管理規程(以下「規程」という。)で定める事業所等の処理対象人員の流入率を乗じ、10人までを1単位とし、11人目からは10人までを増すごとに1単位を加えるものとする。)
	工事分担金	幹線排水管の延長が25メートルを超えるとき 総工事費×((幹線排水管の延長-25)÷幹線排水管の延長)メートル(10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)

改正前

農業集落排水処理区域	分担金の種類	分担金の額
------------	--------	-------

西部／黒岩／一色／深 萱第2	加入分担金	1世帯又は1単位当たり 430,000円 (単位については、日本産業規格「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JISA3302)」に上下水道事業管理規程(以下「規程」という。)で定める事業所等の処理対象人員の流入率を乗じ、10人までを1単位とし、11人目からは10人までを増すごとに1単位を加えるものとする。)
	工事分担金	幹線排水管の延長が25メートルを超えると き 総工事費×((幹線排水管の延長-25)÷幹線排水管の延長)メートル(10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第6号

令和7年度坂祝町一般会計補正予算（第7号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度坂祝町一般会計補正予算（第7号）を提出するものとする。

令和8年3月2日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

議案第7号

令和7年度坂祝町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度坂祝町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を提出するものとする。

令和8年3月2日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

議案第8号

令和7年度坂祝町介護保険特別会計補正予算（第5号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度坂祝町介護保険特別会計補正予算（第5号）を提出するものとする。

令和8年3月2日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

議案第9号

令和7年度坂祝町水道事業会計補正予算（第4号）について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和7年度坂祝町水道事業会計補正予算（第4号）を提出するものとする。

令和8年3月2日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

議案第10号

令和8年度坂祝町一般会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和8年度坂祝町一般会計予算を提出するものとする。

令和8年3月2日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

議案第 1 1 号

令和 8 年度坂祝町国民健康保険特別会計予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 1 条第 1 項の規定により、令和 8 年度坂祝町国民健康保険特別会計予算を提出するものとする。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

議案第12号

令和8年度坂祝町後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和8年度坂祝町後期高齢者医療特別会計予算を提出するものとする。

令和8年3月2日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

議案第13号

令和8年度坂祝町介護保険特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和8年度坂祝町介護保険特別会計予算を提出するものとする。

令和8年3月2日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

議案第14号

令和8年度坂祝町水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和8年度坂祝町水道事業会計予算を提出するものとする。

令和8年3月2日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

議案第15号

令和8年度坂祝町下水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和8年度坂祝町下水道事業会計予算を提出するものとする。

令和8年3月2日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

議案第16号

工事請負変更契約の締結について

下記のとおり工事請負変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び坂祝町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年坂祝町条例第3号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月2日 提出

坂祝町長 伊藤 敬 宏

記

1. 契約の目的 河改第6-3号
西谷川流域調整池設置工事
2. 工 期 令和7年3月17日から
令和8年3月27日まで
3. 契約金額 当初 142,450,000円
第1回変更 139,005,900円
増減額 3,444,100円減
4. 契約の相手方 株式会社栗山組
加茂郡坂祝町酒倉2008番地

議案第17号

坂祝町と美濃加茂市との間の学校腎臓検診事務の委託について

別紙のとおり規約を定め、美濃加茂市に学校腎臓検診事務を委託することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月2日 提出

坂祝町長 伊藤 敬 宏

美濃加茂市と坂祝町との間の学校腎臓検診の事務の委託に関する規約（案）

（委託事務の範囲）

第1条 坂祝町は、町立小中学校児童生徒の学校腎臓検診に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を美濃加茂市に委託する。

（経費の負担）

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、坂祝町が負担する。

2 前項に規定する経費の負担額は、美濃加茂市と委託事務の管理及び執行を美濃加茂市に委託する坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村（以下「関係町村」という。）による均等割額及び児童生徒数割額とする。この場合において、当該均等割額及び児童生徒数割額は、美濃加茂市長と関係町村の長が協議して定める。

3 第1項に規定する経費の交付の時期は、美濃加茂市長と坂祝町長が協議して定める。この場合において、美濃加茂市長は、あらかじめ委託事務に要する経費の見積に関する書類を坂祝町長に送付しなければならない。

（予算の執行）

第3条 美濃加茂市長は、その委託を受けた事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、美濃加茂市歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

（決算の通知）

第4条 美濃加茂市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、当該決算のうち委託事務に関する部分を坂祝町長に通知するものとする。

（連絡会議）

第5条 美濃加茂市長は、坂祝町長と委託事務に関する予算、決算、管理及び執行についての定期的連絡会議を、年1回開催するものとする。ただし、坂祝町長からの申出があるときその他必要があると認めたときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

（条例等の制定改廃の通知等）

第6条 美濃加茂市長は、委託事務の管理及び執行に関し適用される美濃加茂市の条例、規則その他規程（以下「条例等」という。）を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ坂祝町長に通知しなければならない。

2 美濃加茂市長は、前項の規定により条例等を制定し、又は改廃した場合においては、直ちに坂祝町長に通知しなければならない。

3 坂祝町長は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

（委託事務の廃止）

第7条 委託事務の全部又は一部を廃止する場合は、原則として3月31日を廃止の日とする。この場合において、坂祝町長は、当該年度の9月30日までに、書面に

より美濃加茂市長にその旨を申し出なければならない。

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、美濃加茂市長と坂祝町長が協議して定める。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

同意第1号

坂祝町監査委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を、坂祝町監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年3月2日 提出

坂祝町長 伊藤 敬 宏

記

住 所 加茂郡坂祝町深萱747番地2

氏 名 わたなべ あきら
渡邊 章

生年月日 昭和28年6月27日

任 期 令和8年5月18日から令和12年5月17日まで

同意第2号

人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年3月2日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

記

住 所 加茂郡坂祝町深萱855番地1

氏 名 たかはし としみち
高橋 俊道

生年月日 昭和36年2月14日

任 期 令和8年7月1日から令和11年6月30日まで